

岩手県告示第787号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨二戸市長から次のとおり通知があった。

平成26年11月14日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 二戸市内の一部
- 2 公共測量を実施する期間 平成26年7月31日から平成27年3月25日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（道路三次元データ計測）